

財産区とは？

一言でいうと、地方にある公共の財産に法人格を持たせたものが財産区です。

財産区とは特別地方公共団体であり、市町村と同じく法人格を有していますが、市町村のように広範な事務を処理する権能を有するものではなく、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有する法人であるとされています。

【財産区の沿革】

財産区の沿革は古く、江戸時代以前からの農耕を中心とした生活共同体として自然発生的に生まれた「自然村」的な村の性格に基づくものといわれています。この自然村の役割のなかで農業用溜池や入会林野等の村民総有の財産が生まれ、使用収益されてきた財産が財産区財産の母体であるといわれています。これが明治 22 年の市制・町村制施行の際、町村合併を円滑に推進させるため、市町村の一部で財産又は公の施設を有するものを合併後の市町村に帰属させず、その区域を「財産区」として特別の法規制の網をかぶせることとしたものです。

【財産区の権能】

財産区は、その制度の沿革から、旧来の権益の保全という消極的な行為能力を有するにとどまり、財産の保全、利用及び改良等の管理行為並びに売却及び貸付等の処分行為についてのみ行為能力を有し、新たな財産の取得など、いわゆる積極的な行為能力は有しないものとされています。

【財産区の機関】

財産区には原則として特別の機関はなく、その財産区の属する市町村長及び議会が、財産区の事務を処理することとなっていますが、必要に応じ財産区議会や総会、また、財産区管理会などを設置できることとされています。

【財産区の運営と財産管理】

財産区運営の基本原則として、その財産の管理又は処分については、当該住民の福祉を増進するとともに財産区のある市町村の一体性を損なわないよう努めなければならないとされています。

(参考資料 地方自治法で財産区について規定されている条文を抜粋)

第三編

第四章 財産区

〔財産区の意義及びその財産又は公の施設〕

第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

- ② 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- ③ 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

〔財産区の議会又は総会〕

第二百九十五条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

〔議会又は総会の組織等〕

第二百九十六条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

- ② 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。
- ③ 財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

〔財産区管理会の設置及び事務〕

第二百九十六条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

- ② 財産区管理会は、財産区管理委員七人以内を以てこれを組織する。
- ③ 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、四年とする。
- ④ 第二百九十五条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

〔財産区管理会の権限事務〕

第二百九十六条の三 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第一項但書に規定する協議で定める重要なものについて

は、財産区管理会の同意を得なければならない。

- ② 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。
- ③ 財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

〔条例への委任〕

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

- ② 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

〔財産区の運営〕

第二百九十六条の五 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

- ② 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。
- ③ 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

〔財産区に対する報告の徴収・監査等〕

第二百九十六条の六 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

- ② 財産区の事務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。
- ③ 前項に規定するものを除く外、同項の裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

〔政令への委任〕

第二百九十七条 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に関しては、政令でこれを定める。

○伊賀市大山田財産区管理条例

平成16年11月1日条例第286号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、大山田財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 大山田財産区に財産区管理条例（以下「管理条例」という。）を置く。

2 管理条例は、財産区管理条例委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

(委員の選任)

第3条 委員は、大山田財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で伊賀市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から、財産区の住民の意向に基づき市長が市議会の同意を得て選任する。

(失職及び退職)

第4条 委員が被選挙権を有する者でないときは、その職を失う。委員が被選挙権を有する者であるかどうかは、管理条例がこれを決定する。この場合においては、出席委員の3分の2以上の多数により、これを決定しなければならない。

2 前項の場合においては、委員は、第7条第2項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが、決定に加わることができない。

(会長及び副会長)

第5条 管理条例に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、管理条例の会議を主宰し、管理条例に関する事務を処理し、管理条例を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 管理条例は、会長が招集する。

2 3人以上の委員から、会議事項を示して、管理条例の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第7条 管理条例は、4人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する

事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 管理会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（運営に関する事項）

第8条 前3条に定めるもののほか、管理会の議事運営に関し必要な事項は、管理会が定める。

（管理会の同意を要する事項）

第9条 大山田財産区の財産の管理及び処分で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。

- （1）財産の全部の処分をすること。
- （2）財産の価値を減少する処分をすること。
- （3）財産の全部又は一部について、その財産の形態を変更する処分をすること。
- （4）財産の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は変更をすること。
- （5）植林、伐採、間伐、財産の貸付けその他管理上重要と認められる行為に関すること。
- （6）財産の管理計画を定め、又は変更すること。
- （7）使用料、加入金又は分担金に関すること。
- （8）予定価格10万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶこと。
- （9）毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。
- （10）この条例の改廃に関すること。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、管理会の議事運営については、伊賀市の議会の議事運営の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（委員選任の特例）

- 2 第3条の規定にかかわらず、この条例の施行後、最初の委員は、財産区の住民の意向に基づき市長が選任する。

大山田財産区の概要

昭和30年04月13日	大山田村誕生 山田、布引、阿波財産区管理会設置
昭和40年02月18日	大山田財産区議会設置 山田、布引、阿波財産区管理会廃止
昭和40年04月26日	山田、布引、阿波財産区議会設置条例交付
昭和47年12月01日	山田財産区解散
昭和51年03月31日	大山田村総合計画策定
昭和63年04月01日	布引の森（青山高原）完成
平成9年04月	「日中友好の森」「わんぱくの森」完成（千歳の森）
平成15年04月	風力発電施設 青山高原ウィンドファーム稼動
平成16年11月01日	上野市、青山町、阿山町、伊賀町、大山田村、島ヶ原村 が合併し伊賀市が誕生 ・ 阿波財産区は阿波生産森林組合が継承 ・ 布引財産区は布引生産森林組合が継承 ・ 大山田財産区管理会設置 大山田村有林を継承 ・ 大山田財産区管理会条例に基づき運営現在に至る